

## 大船渡市観光ビジョン推進委員会設置要綱

### (設置)

第1条 大船渡市観光ビジョン（以下「ビジョン」という。）の推進を図るため、大船渡市観光ビジョン推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) ビジョン案の策定及び調整に関すること。
- (2) ビジョンの進捗状況の確認及び成果の検証に関すること。
- (3) その他ビジョンの推進に必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、観光関連団体その他各種団体から推薦を受けた者、行政関係者、その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した委員の補欠として選任された委員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を各1人置き、委員の互選とする。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要に応じて会議に関係のある者の出席を求め、意見を聞くことができる。

3 委員会は、委員の過半数の出席で成立する。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、観光担当部において処理する。

### (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

### 附 則

1 この要綱は、令和3年10月25日から施行する。

2 第4条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行に伴って最初に選出された委員の任期は、令和5年3月31日までとする。